

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の名称

大牟田市 SNS を活用した子ども・子育て情報発信業務

2. 業務の目的

本業務は、多くの子育て家庭が利用しているSNSを活用して本市の子ども・子育て支援情報等を発信することで、本市や地域等が実施している様々な子ども・子育てに関する取組が子育て家庭をはじめとした様々な人に伝わり、子育てに対するポジティブな気持ちや子ども・子育てを応援する機運が醸成され、本市での子育てに幸せや楽しさを実感する市民が増えていくことを目的として実施する。

3. 業務の内容

別紙「令和8年度大牟田市SNSを活用した子ども・子育て情報発信業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

4. 契約期間

契約締結の日～令和 9 年 3 月 31 日まで

5. プロポーザル提案上限額

2,475,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

6. プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は公募型とする。

7. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申請又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 応募書類の提出日から契約の締結日までに、大牟田市指名停止等措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) このプロポーザルに参加する他の提案者と大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱(令和8年4月1日施行)第2条各号に定める関係を有するものでない者
- (5) 次の各号に掲げる場合のいずれも該当しない者
 - ① 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下この項において「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が事業主又は役員に就任している場合

- ② 暴力団員が実質的に運営している場合
- ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している場合
- ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している場合
- ⑤ 暴力団(法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者でないこと

8. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明手続きを行う。
 なお、提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、参加表明書を受理しない。

- (1) 提出書類「10.提出物 1～6」を提出すること

※参加表明書の提出時点では、「7.参加資格要件」は参加者自身の責任において確認すること。

- (2) 提出期限 令和8年 9 月 1 日(火)15 時 00 分必着

- (3) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は簡易書留郵便によること。

※持参する場合は、子ども育成課に電話で事前に連絡をすること。

郵送する場合は、提出期限までに、子ども育成課に電話で到達を確認すること。

- (4) 参加表明書の受理

参加表明手続きを行った者に対し、令和8年 9 月 3 日(木)までに、参加表明書の受理又は受理しなかった旨を通知する。参加表明書の受理の通知により、参加表明手続きは完了とする。

なお、通知は電子メールにて行う。(電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。)

- (5) 参加表明書受理後の辞退

参加表明書が受理された後に本業務を辞退する場合は、参加辞退届出書(書式 5)を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

参加表明手続きが完了した者は、以下により企画提案書等の書類を提出する。なお、提出書類が不備なものについては受理しない。

- (1) 提出書類「10.提出物 7～11」を提出すること

- (2) 提出書類の書式等

- 用紙サイズはA4版(縦、横、いずれも可。余白は上下左右 25mm 以上)とする。
- 企画提案書及び見積書は、モノクロまたはカラー、いずれも可。

なお、提案者の名称は、正本1部の表紙にのみ記載すること。その他の企画提案書及び見積書の副本には、会社ロゴ等を含み、提案者の名称が分かるものは一切記載してはならない。

- 企画提案書については、合計 20 ページ以内(表紙等は含まない)で記載すること。
- 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、プロポーザル提案上限額の範囲で出来得る限りの提案をすること。

(3)提出期限

令和8年 9 月 17 日(木)15 時 00 分必着

(4)提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は簡易書留郵便によること。

※持参する場合は、子ども育成課に電話で事前に連絡をすること。

郵送する場合は、提出期限までに、子ども育成課に電話で到達を確認すること。

(5)提出書類の受理の通知

企画提案書の受理については、プレゼンテーションの案内とともに、令和8年 9 月 18 日(金)までに通知する。また受理しなかったものについては、その旨通知する。いずれも電子メールにて通知する。(電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。)

10. 提出物

番号	提出物名	提出上の注意など
1	参加表明書(書式 1)	1部
2	業務実績調書 (書式 2)	1 部 ・業務実績が確認できるものの写しを添付すること。
3	誓約書(書式 3)	1 部
4	役員等名簿及び照会 承諾書(書式 4)	1 部
5	履歴事項全部証明書 (原本)	1 部(発行後3ヶ月を超えないもの)
6	会社概要資料	1 部 ・様式自由、パンフレット可
7	企画提案書類提出届 (書式 6)	1 部
8	企画提案書 (様式自由)	正本1部、副本5部 ・仕様書「5.業務の概要」に基づき企画提案する内容を具体的かつ詳細に記載すること。

9	見積書(様式自由)	正本 1 部、副本5部
10	滞納のない証明書 (原本)	1部(発行後3ヶ月を超えないもの) ・大牟田市税が課税されていない者は、本店所在地の市町村等が発行する市町村税の滞納がないことを証明する書類(東京 23 区に所在する場合は法人住民税の滞納がないことを証明する書類)を提出すること。
11	法人税、消費税及び 地方消費税の納税証明書(原本)	1 部 ・税務署及び都道府県が発行するもので発行後3ヶ月を超えないもの

11. プレゼンテーションの実施

提案者が企画案をプレゼンテーションし、質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは非公開とする。

- (1) プレゼンテーションは令和8年 9 月 30 日(水)に実施する。
※上記はあくまで予定であり、日程等はやむを得ず変更となる場合がある。
- (2) プレゼンテーションに係る時間は、1提案者につき 20 分程度(説明 10 分
および質疑応答 10 分)とする。
- (3) 提出した提案書等を基にプレゼンテーションを行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは大牟田市が用意するが、パソコンは提案者が準備すること。
- (4) プレゼンテーションについては、本業務担当予定者が必ず出席すること。
※企画提案書を提出した者が多数あるときは、企画提案書を評価する書面審査を行い、プレゼンテーション実施対象者を限定する場合がある。

12. 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。

なお、質問の提出書類については、別添の書式 7 による。

- (1) 提出期限及び回答
 - ①参加表明手続きに関する質問
令和8年 8 月 25 日(火)15 時 00 分までを質問提出の締切とし、随時、大牟田市公式ホームページにて回答する。(令和8年 8 月 27 日(木)最終回答)
 - ②企画提案書提出に関する質問
令和8年 9 月 8 日(火)15 時 00 分までを質問提出の締切とし、随時、大牟田市公式ホームページにて回答する。(令和8年 9 月 10 日(木)最終回答)
- (2) 質問の提出方法
質問は、電子メールでの提出に限る。
また、件名を【「子ども・子育て情報発信業務」公募に関する質問(提出者名)】とすること。

※提出した事業者は、送信後、子ども育成課に電話で到達を確認すること。

13. 欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載を行った場合
- (2) 本業務に携わる本市の職員、審査員及び守秘を課せられた業者等に公平性、公正性を損なう接触を行った場合
- (3) 提案者の間で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合
- (4) 本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合
- (5) 提出された見積書に記載された金額が、本要領「5.プロポーザル提案上限額」に記載する額を超える場合
- (6) 本要領「7.参加資格要件」(1)～(7)の参加資格要件を満たしていない事実が発覚した場合または欠くことになった場合
- (7) 本要領「10.提出物」に記載している提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (8) プレゼンテーション実施日の集合時刻に集合しない場合

14. 審査方法及び評価項目

- (1) 本プロポーザルの審査は、大牟田市 SNS による子ども・子育て情報発信業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)(審査委員5名)により行う。
- (2) 審査は、提案者の提案(企画提案書及びプレゼンテーション)について行う。
- (3) 審査項目及び評価項目、配点については下表のとおりとする。

審査項目		評価項目	配点
〔1〕企画提案内容	本業務の目的、概要、求められる役割の理解度	提案の全体的な内容は業務の目的を理解し、求められているものとなっているか。	5
	投稿企画の魅力、充実度、期待性	各投稿手法(フィード・ストーリーズ・リール)を活かした投稿企画となっているか。	10
		投稿スケジュールが仕様書の要件を満たし、フォロワー数、エンゲージメント率等の数値目標(KPI)の設定は妥当かつ実現可能なものとなっているか。	10
		提案された投稿企画は、本市の子育て支援が伝わる内容となっているか。	10
		ターゲットに関心を持ってもらうアイデアや工夫がされているか。	10
	アカウント広報の充実度	フォロワー増・広告配信を含む取組は具体的かつ適切で効果的か。	10
	自走化支援の充実度	提案された自走化支援の内容は、分かりやすく適切な内容か。	10
〔2〕業務遂行能力	実施体制や統括責任者の役割の具体性	実施体制及び統括責任者の役割は具体的かつ適切な内容か。	5
	業務スケジュールの適切性及び実現性	業務スケジュールが適切かつ実現可能な内容となっているか。	5
	業務実績及び経験、業務の成果の充実度	・本事業に類する業務経験は豊富か。 ・十分な事業の分析、検証が提案されているか。	10
〔3〕取組姿勢	業務意欲及び説明、質疑対応の的確性	・本事業を良いものになりたいという意欲があるか。 ・分かりやすく説明し、質問に的確かつ誠実に対応しているか。	10
〔4〕経費	見積価格の妥当性、業務内容との整合性	・予算の範囲内で見積もりが行われているか。 ・提案内容と見積額の内容が適当か。	5
合計			100

- ① 評価項目ごとに、5名の審査員の点数のうち最高点及び最低点を除外した残りの3名の審査員の点数を合計し、評価項目ごとの得点を算出する。各評価項目の得点の合計値を3で除し、小数点第2位以下を四捨五入する。この算出結果を提案者の評点とし、順位付けを行う。ただし、評点が最低基準点の60点を下回る場合は、交渉権者とはならない。
- ② 各評価項目につき、最高点が2以上の同点となる場合は、1人分のみを除外する。最低点についても同様とする。
- ③ 複数の提案者が同点(最高点)の場合、審査項目「1 企画提案内容」、「2 業務遂行能力」の順で各項目の評価点の小計が高いものから順位付けを行う。小計が同点の場合は、委員の投票により過半数を獲得した者を最優先交渉権者として選定し、さらに同点の場合は、委員長が決定した者とする。
- ④ 本プロポーザルにおいては、提案者が1者のみの場合も審査を行う。
- ⑤ 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。なお、罰則については定めない。

15. 審査結果の通知

審査結果については、提案者に自身の評点と順位を電子メールにて通知するとともに、本市のホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

16. 契約候補者の決定方法

審査結果により、最優先交渉権者を決定し、最優先交渉権者と業務の内容(業務仕様書、契約書、契約に必要な図書類)を別紙の「最優先交渉権者協議要領」(別紙)に基づき協議する。(※)

協議期間は概ね1週間とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。協議が合意に達しない場合は、次に評点が高い者から順に最優秀交渉権者とし、同様の協議及び手続を行う。

※ 本プロポーザルは、提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務内容や契約金額等は交渉により決定する。

17. 全体の日程

公告	令和8年8月14日(金)
参加表明に関する質問書提出期限	令和8年8月25日(火)15時00分
参加表明に関する質問書に対する回答 (大牟田市公式ホームページ)	令和8年8月27日(木)までに随時
参加表明締切	令和8年9月1日(火)15時00分
参加表明受理通知	令和8年9月3日(木)
企画提案書に関する質問書提出期限	令和8年9月8日(火)15時00分
企画提案書に関する質問書に対する回答 (大牟田市公式ホームページ)	令和8年9月10日(木)までに随時

企画提案書提出締切	令和 8 年 9 月 17 日(木)15 時 00 分
企画提案書受理通知及びプレゼンテーション案内	令和 8 年 9 月 18 日(金)予定
プレゼンテーション	令和 8 年 9 月 30 日(水)予定
審査結果発表(大牟田市公式ホームページ)及び審査結果通知書発送	令和 8 年 10 月 5 日(月)予定

18. 提出資料の取扱い

- (1) 本プロポーザルの実施に係る提出書類について、参加者の代表者印等の押印は不要とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。
ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事象に係る責任はすべて参加者が負うものとする。
- (5) 本プロポーザルにおける審査を行うため、必要な範囲において提出された書類の一部又は全部の複製を作成することがある。
- (6) 採用された企画提案書等の著作権は大牟田市に帰属する。
- (7) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例(平成 15 年条例第 37 号)に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第 7 条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定する。
- (8) 本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供することは禁止する。

19. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容及び条件を承諾したものであるとする。

- (3) 本業務の受託者(契約者)が、今後、本市が実施する子ども・子育て支援施策等に係る委託業務を受注することを妨げない。
- (4) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 本プロポーザルに関し、参加者は、本要領に定めるもののほか、法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (6) 参加者に対する説明会等は開催しない。
- (7) 本プロポーザルは、最優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については、提案内容を基本としつつも、当該内容を確認するものではない。
- (8) 提案は、1 者につき、1 提案限りとする。
- (9) 郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、本市は責任を負わない。
- (10) 委託金額については、完了後の支払いとする。ただし、協議により時期を定めた分割払を可とする。
- (11) 契約保証金については、大牟田市契約規則第 23 条及び 24 条に規定するところによる。
- (12) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により、本業務の内容を変更又は中止する場合がある。
- (13) 本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議して決定する。

【問合せ先及び資料等の提出先（事務局）】

大牟田市保健福祉部子ども未来室 子ども育成課（保健センター 1 階）
〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地
電話番号 0944-85-6102 （受付時間 平日 9 時～12 時、13 時～17 時）
電子メール e-kodomoikusei01@city.omuta.fukuoka.jp

(書式 1)

令和 年 月 日

大牟田市長 殿

事業者名称

代表者氏名

連絡先

事務所の所在:

電話番号:

FAX番号:

Eメールアドレス:

担当者氏名:

参加表明書

業務等の名称

大牟田市SNSを活用した子ども・子育て情報発信業務

上記の業務のプロポーザルにつきまして、実施要領「7.参加資格要件」に適合することを確認のうえ、参加資格要件を証する添付書類が事実と相違しないことを誓約し、参加を表明します。

(添付書類)

1 業務実績調書(書式 2):1部

※業務実績が確認できるものの写しを添付すること

2 誓約書(書式 3):1部

3 役員等名簿及び照会承諾書(書式 4):1部

4 履歴事項全部証明書(原本):1部

5 会社概要資料:1部

業務実績調書

業務実績の内容(本事業と類似した業務の実績を記入すること。)(※1)		
1	業 務 名	
	期 間	
	発 注 者 (※ 2)	
	業 務 概 要 (※ 3)	
	業務にあたって創意工夫した点、アピールできる点等	
2	業 務 名	
	期 間	
	発 注 者 (※ 2)	
	業 務 概 要 (※ 3)	
	業務にあたって創意工夫した点、アピールできる点等	

(※1)適宜、記入欄を拡張、追加、削除して構わない。

(※2)当該業務が委託業務の場合のみ、発注者名(例:〇〇市 等)を記入すること。

(※3)記載した各業務の実績の業務概要がわかる資料(成果品(概要版))及び(業務委託の場合は、契約書(仕様書を含む)の写し)等を可能な範囲で添付すること。

誓 約 書

令和 年 月 日

大牟田市長 殿

(届出者) 主たる事務所の所在地

法人名

代 表 者 名

大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、大牟田市暴力団排除条例及び下記契約に係る暴力団の排除に係る各条項について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 大牟田市 SNS を活用した子ども・子育て情報発信業務公募型プロポーザル実施要領第7(5)のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※上記1の契約書中の暴力団排除条項第1項各号の解釈の注意点

(1)暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力的組織若しくは暴力団員である事実を知らず、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らずに行っているものとみなす。

(2)暴力団排除条項第1項第6号関係

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

(書式 4)

役員等名簿及び照会承諾書

令和 年 月 日

大牟田市長 殿
(子ども育成課)

(届出者) 主たる事務所の所在地

法人名

代 表 者 名

当法人(団体)は、下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、当法人(団体)及びこの名簿に記載した者について、大牟田市 SNS を活用した子ども・子育て情報発信業務公募型プロポーザル実施要領第 7(5)に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

記

役 職	(ふりがな) 氏 名	性 別	生 年 月 日
			, ,
			, ,
			, ,
			, ,
			, ,
			, ,

備考1 この書面に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律〔平成十五年法律第五十七号〕の規定により、上記以外の目的には使用しません。

2 裏面の記入要領を参照し、記載してください。

記 入 要 領

1 この書面には、次に該当する者を記載すること。

(1)株式会社については、取締役(代表取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)

(2)合名会社又は合同会社については、社員

(3)合資会社については、無限責任社員

(4)社団法人又は財団法人については、理事(代表理事を含む。)

(5)(1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者

(6)次に該当する場合は、(1)から(5)に掲げる者のほか、次の者

ア 支配人を置く場合は、支配人

イ 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者

2 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。

(書式 5)

令和 年 月 日

大牟田市長 殿

事業者名称

代表者氏名

連絡先

事務所の所在:

電話番号:

FAX番号:

Eメールアドレス:

担当者氏名:

参加辞退届出書

業務等の名称

大牟田市 SNS を活用した子ども・子育て情報発信業務

上記のプロポーザルにつきまして、参加を辞退します。

(辞退理由)

(弊社の都合による。など)

(書式 6)

令和 年 月 日

大牟田市長 殿

事業者名称

代表者氏名

連絡先

事務所の所在:

電話番号:

FAX番号:

Eメールアドレス:

担当者氏名:

企画提案書類提出届

業務等の名称

大牟田市 SNS を活用した子ども・子育て情報発信業務

上記のプロポーザルにつきまして、実施要領に基づき、以下の書類を提出します。

- 1 企画提案書: 正本1部、副本 5 部
- 2 見積書: 正本1部、副本 5 部
- 3 滞納のない証明書(原本): 1 部
- 4 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本): 1 部

(書式 7)

令和 年 月 日

大牟田市長 殿

事業者名称

代表者氏名

連絡先

事務所の所在:

電話番号:

FAX番号:

Eメールアドレス:

担当者氏名:

公募型プロポーザルに関する質問書

1 業務等の名称

大牟田市 SNS を活用した子ども・子育て情報発信業務

2 質問内容

質問箇所(該当頁等)※	内容

※「実施要領(P1)7.(1)」等、質問箇所を特定してください。

※ 質問は、質問箇所ごとに別葉で作成してください。

(別紙)

最優先交渉権者協議要領

1. 大牟田市と最優先交渉権者は、誠意をもって協議を行い、以下の書類の案を作成する。
 - ① 業務に関する仕様書
 - ② 業務に関する契約書
 - ③ その他契約書に必要な図書類
2. 最優先交渉権者は、前項に基づく見積書を大牟田市に提出する。
※契約金額は、本実施要領「5. プロポーザル提案上限額」に記載する額を上限に、決定した業務内容等に基づき、最優先候補者との交渉により決定する。
3. 協議が合意に達しない場合は、大牟田市は最優先交渉権者に文書をもって協議の終了を通知する。
4. 最優先交渉権者は、契約までの間、契約候補者となることを辞退することができる。その場合は、大牟田市に理由を明記した文書をもって通知する。
5. 最優先交渉権者は、この協議に際し発生する費用を大牟田市に請求できないものとする。また、協議が不成立となった場合、一切の申し立てができないものとする。